

大分大学医学部附属病院医療ガス安全管理委員会細則

平成21年2月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、大分大学医学部附属病院における医療ガス（診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引、医用圧縮空気、窒素等をいう。以下同じ。）設備の安全管理を図り、患者の安全を確保するため、次の各号に掲げる事項について審議し、その実施に関し適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 医療ガス設備の保守点検（以下「保守点検」という。）に関すること。
- (2) 医療ガス設備に係る工事、部分改造、修理等（以下「工事等」という。）の周知及び監理に関すること。
- (3) 前号の工事等の竣工に伴う試験及び検査（以下「試験及び検査」という。）の安全確認に関すること。
- (4) 保守点検並びに試験及び検査に係る記録等の作成、保存に関すること。
- (5) 医療ガスに関する知識の普及・啓発に関すること。
- (6) その他医療ガスの取扱いに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 麻酔科長
- (2) 内科系及び外科系の診療科の教員又は関連する医学科講座の教員 4人
- (3) 麻酔科の教員 1人
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 臨床工学技士 1人
- (7) 医学・病院事務部長

2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、年1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(監督責任者)

第8条 委員会に、監督責任者を置き、委員長をもって充てる。

- 2 監督責任者は、実施責任者を指揮監督し、保守点検並びに試験及び検査に関する業務を整理する。

(実施責任者)

第9条 委員会に、実施責任者を置き医療ガスに関する専門的知識及び技術を有する者のうちから、委員長が指名する。

- 2 実施責任者は、監督責任者を補佐し、保守点検並びに試験及び検査に関する業務に従事する。

(記録等)

第10条 監督責任者は、次の各号に掲げる文書を作成し、保存するものとする。

- (1) 保守点検を実施したとき 当該保守点検に係る記録
- (2) 試験及び検査を実施し、安全を確認したとき 当該試験及び検査に係る合格証明書

(異常事態の通報)

第11条 監督責任者及び実施責任者は、保守点検並びに試験及び検査の結果異常を発見したときは、直ちに関係診療科及び診療施設に通報しなければならない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、財務部施設管理課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成 21 年医学部附属病院細則第 5－1 号）

- 1 この細則は、平成 21 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院医療ガス安全管理委員会規程（平成 18 年医学部規程 5－1 号）は、廃止する。

附 則（平成 31 年医学部附属病院細則第 5－1 号）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。